

証券コード 3810
(発送日) 2025年8月14日
(電子提供措置の開始日) 2025年8月7日

株 主 各 位

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
サイバーステップ株式会社
代表取締役社長 佐 藤 類

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.cyberstep.com/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3810/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サイバーステップ」又は「コード」に当社証券コード「3810」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年8月28日（木曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月29日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル6階

A P 西新宿 Room L+M

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
- 第25期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第25期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件（商号及び目的）
第3号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数）
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し  
あげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年8月29日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月28日（木曜日）  
午後7時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月28日（木曜日）  
午後7時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・3・6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第4・5号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 『株主総会ポータル<sup>®</sup>』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

## POINT 1

### スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

## POINT 2

### 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

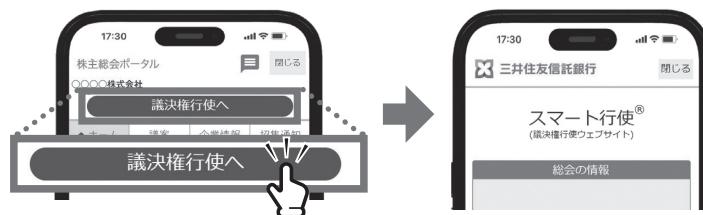
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



## POINT 3

### 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。  
議案を確認後、そのまま議決権行使が  
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2025年8月28日（木）午後7時まで

# PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

## 《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項 .....

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## 株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

# 事 業 報 告

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復しております。一方で、資源・原材料価格の上昇やエネルギー価格の高騰、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するオンラインゲーム市場においては、スマートフォンをはじめとする端末は既に広く行きわたっており、新たなユーザーの増加はやや落ち着いてきたことに伴って成長が緩やかとなる一方で、通信環境の向上やゲームを複数の機器で遊べる仕組み等の進展もあり、ユーザーのプレイ環境が多様化及び高度化しております。また、新興国を中心とした海外市場の拡大や、ソーシャル機能を重視したゲーム体験の進化により、グローバルでのユーザー獲得競争は依然として活発に展開されています。

このような事業環境のもと、当社グループでは引き続き既存サービスの拡大及び収益性の向上に注力すると共に、培ってきた開発技術を応用した新規サービスの開発を進めてまいりました。

現在、主力事業である「オンラインクレーンゲーム・トレバ」（以下、「トレバ」）におきましては、継続的なプロモーション施策の展開、コスト構造の見直し、ならびに人気IPを活用した景品ラインナップの拡充を軸に、海外市場への展開および新規コンテンツの導入を推進してまいりました。

また、既存事業の発展に加え、新たな収益基盤の確立として、国内アーティスト等との物品製作及び販売に係るライセンス契約によるマーチャンダイジング事業の推進に取り組んでまいりました。

一方で、「トレバ」が属するオンラインクレーンゲーム市場においては、他社の新規参入が相次いだことにより競争環境が激化し、利用者の獲得・維持が難化する状況が続いております。マーチャンダイジング事業においては、制作コストの上昇やニーズの多様化や流行に迅速かつ柔軟に対応及び分析できる体制の構築の難航等により、売上強化及び収益に対する効果は想定より下回って推移いたしました。なお、コスト面におきましては、全社的に削減可能な内容の洗い出しを実施すると共に各タイトルにおける運営・管理体制の見直しによる開発コストの削減へ向けた施策を継続して推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,504百万円となり、前連結会計年度に比べ、16.1%の減収となりました。

利益面につきましては、営業損失1,787百万円（前連結会計年度は営業損失1,455百万円）、経常損失1,916百万円（前連結会計年度は経常損失1,520百万円）、税金等調整前当期純損失2,177百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失1,556百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,695百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,458百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### (オンラインゲーム事業)

オンラインゲーム事業は、主に「トレバ」を展開した事業であります。

当連結会計年度は、ユーザーの獲得競争の激化や一部の運営体制の見直し等により売上高は減少しました。コスト面においては全社的なコスト削減等を継続して実施してまいりました。

オンラインゲーム事業においては、外部顧客への売上高は2,198百万円（前連結会計年度比21.6%減）、セグメント損失は604百万円（前連結会計年度はセグメント損失538百万円）となりました。

#### (エンターテインメント事業)

エンターテインメント事業は、主に音響制作、声優プロダクション事業及びマーチャンダイジング事業であります。

当連結会計年度は、主に映像作品における音響制作の受注や動画配信プラットフォーム向けコンテンツの制作等に注力すると共に、国内アーティスト等との物品製作及び販売や、イベント共催への参加による収益拡大に取り組んでまいりました。一方で制作コストの上昇や体制の構築の難航等により、売上強化及び収益に対する効果が想定より下回って推移いたしました。

エンターテインメント事業においては、外部顧客への売上高は306百万円（前連結会計年度比68.4%増）、セグメント損失は635百万円（前連結会計年度はセグメント損失19百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4百万円であり、その主なものは、当社が提供するオンラインゲームの開発に伴う一括償却資産及び工具器具備品4百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、2023年11月に発行した行使価額修正条項付第39回新株予約権の行使及び2024年11月に発行した第41回新株予約権の行使により582百万円の資金を調達いたしました。このほかに、2024年11月には第三者割当による新株式を発行し、299百万円の資金を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                      | 第22期<br>(2022年5月期) | 第23期<br>(2023年5月期) | 第24期<br>(2024年5月期) | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年5月期) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)                | 7,416              | 4,057              | 2,986              | 2,504                           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △2,097             | △1,380             | △1,458             | △1,695                          |
| 1株当たり当期純損失(△)           | △258円98銭           | △126円98銭           | △122円34銭           | △110円71銭                        |
| 総資産(百万円)                | 2,831              | 3,338              | 2,045              | 1,077                           |
| 純資産(百万円)                | 2,025              | 2,321              | 1,152              | 546                             |
| 1株当たり純資産額               | 216円66銭            | 184円13銭            | 86円40銭             | 27円82銭                          |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第22期<br>(2022年5月期) | 第23期<br>(2023年5月期) | 第24期<br>(2024年5月期) | 第25期<br>(当事業年度)<br>(2025年5月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 6,682              | 3,548              | 2,530              | 2,128                         |
| 当期純損失(△)(百万円) | △2,242             | △1,385             | △1,149             | △1,529                        |
| 1株当たり当期純損失(△) | △276円87銭           | △127円43銭           | △96円39銭            | △99円87銭                       |
| 総資産(百万円)      | 2,383              | 2,574              | 1,641              | 973                           |
| 純資産(百万円)      | 1,636              | 1,654              | 866                | 312                           |
| 1株当たり純資産額     | 174円27銭            | 138円52銭            | 64円31銭             | 15円12銭                        |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金     | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|--------------------------------|-----------|--------------------|--------------------------|
| CyberStep Communications, Inc. | 510千US\$  | 100.0%<br>(100.0%) | オンラインゲームの運営及び業務代行        |
| CyberStep Digital, Inc.        | 3,500千TWD | 100.0%             | オンラインゲームの運営及び業務代行        |
| CyberStep (Shanghai), Inc.     | 882千CNH   | 100.0%             | オンラインゲームの運営及び業務代行        |
| 株式会社ON KN                      | 10百万円     | 100.0%<br>(100.0%) | 動画プラットフォーム向けの運営及びコンテンツ制作 |
| サイバーステップベンチャーズ株式会社             | 10百万円     | 100.0%             | 国内外のスタートアップ企業等への投資       |
| サイバーステップノヴァ株式会社                | 10百万円     | 100.0%             | 中間持株会社                   |

- (注) 1. 前連結会計年度において非連結子会社であったBloomZ Inc.が2024年7月23日（米国東部標準時）にNASDAQ Capital Marketへ上場し重要性が増したため、連結範囲に含めておりましたが、BloomZ Inc.が実施した第三者割当増資が2025年5月26日に完了し、当社の持分比率が減少したため、BloomZ Inc.及びその子会社である株式会社ブルームズを連結の範囲から除外しております。
2. 株式会社ON KN、サイバーステップベンチャーズ株式会社及びサイバーステップノヴァ株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
3. 当連結会計年度において、CyberStep HongKong Limitedの清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。
4. 議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するオンラインゲーム業界につきましては、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、新規参入企業の増加に伴い厳しい競争環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは、当社グループの得意技術を活用して手がけてきた3Dオンラインゲームに加え、斬新な発想力と独自の開発力を活かし、新たなジャンルでのゲームを提案してまいります。また、当社グループはグローバル規模で変化を続けるオンラインゲーム業界の経営環境に適応し、海外市場にも通用するゲームタイトルの開発・運営に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、当社グループは対処すべき課題を以下のように定め、取り組んでいく所存です。

##### ① 「オンラインクレーンゲーム・トレバ」を主力とした複数タイトルによる収益性の改善及び強化

昨今における他社参入の競争の激化による市場環境の変化が続く中で、今後の当社グループが更なる成長を目指していくためには、既存サービスの抜本的な見直しによる収益性の改善を進めると共に引き続きユーザーの満足度を意識したサービス体制の構築を図り、新たな付加サービスと顧客層の開拓が重要課題であると考えております。「オンラインクレーンゲーム・トレバ」においては、固定費の大幅な削減を図り収益化を強化するほか、オリジナル景品の開発や様々なプロモーション媒体の活用、既存サービスにおきましても定期的なキャンペーンや快適さを意識した機能の改善及び追加等サービスの満足度の向上に努めてまいります。また、他社参入による市場の顧客獲得が進む中、今までのような新規ユーザーの獲得に力を入れるだけではなく、既存サービスのサブスクリプション化など新たな顧客層拡大を目的とし提案の幅を広げる為の開発などを進めております。

##### ② 新規タイトルの開発体制の増強及び収益拡大

一般的に、ゲームタイトルは開発したもの全てが十分な収益をあげられるとは限らず、今後はオンラインゲーム市場の更なる発展とともに、競合となるゲームタイトルがさらに増加し、同時にゲームタイトルの入れ替えサイクルも早くなることが予想されます。当社グループとしては、事業の安定化を図るためにには、常に新しいゲームタイトルの開発を、複数同時並行で行えるような体制を構築することが必要です。これにより、新しいゲームタイトルのリリースに要する期間が短縮され、収益の安定化につながるものと考えております。また、新たなテクノロジーを有する企業との戦略的連携を図るとともに、自社ヒットタイトルと掛け合わせた新規

タイトルの開発を行うことで市場の拡大が見込まれる事業領域において早期収益化を図ってまいります。

### ③ 自社でのオンラインゲームサービス提供

当社グループはオンラインゲーム開発に主眼を置いて事業を展開してまいりました。自社でゲーム開発を行うことは、開発完了からサービス開始までの期間を短縮することができ、かつ、ユーザーの声を既存タイトル及び新規タイトルへすばやく反映させることができるとなるため、メリットが非常に大きいと考えております。

日本及びアジア・欧米地域におけるオンラインゲームの一般的な認知は、スマートフォンやタブレット等、情報端末の普及によって大きく広がってきましたが、情報端末の高性能化や、ユーザーに新たなリアル体験を提供するNFTゲーム（ブロックチェーンゲーム）など経済活動に通ずるゲーム分野が認知されてきているなど新しい市場の発展もあり、今後も拡大していくものと考えております。当社グループは、今後も既に他タイトルを利用しているユーザーの獲得はもちろんのこと、オンラインゲーム市場が拡大していくことに伴う潜在顧客をいかに獲得するかにおいても日本及びアジア・欧米地域における自社開発及び運営サービスの課題であると認識しております。当社グループではライセンス契約を締結したアジア各国の運営会社へのサポート経験をベースに、自社でのオンラインゲームサービス提供を通じてユーザーのニーズを的確に把握し、ゲーム開発やユーザーサポートにタイムリーに反映し、当社グループのファンとなっていただけるユーザーの獲得に努め、今後の事業展開に活かしていく所存であります。

### ④ 人的資源の確保

当社グループが今後も継続的に成長していくためには、ゲーム開発プランナー、プログラマー、デザイナー、ネットワーク技術者、ゲームマスター、マーケティング担当者及び拡大する組織に対応するための管理者等の優秀な人材を確保していくことが非常に重要であります。また日本ではオンラインゲーム市場の成熟化が示唆される中、競合企業の増加に相対しオンラインゲームビジネスに長年関与し経験のある人材の絶対数が限られており、人材をいかに教育していくかも非常に重要であると認識しております。

(5) **主要な事業内容** (2025年5月31日現在)

<ライセンス供与>

製品化したゲームの版権に関し、グローバルな収益基盤の構築を推進するため各国のオンラインゲーム運営会社とライセンス契約を締結し、その運営権を与えております。この契約に基づき、当社は運営会社から契約締結時に発生する契約金（ライセンス料）を徴収し、ゲームサービス提供開始後は、運営会社がユーザーより徴収するサービスの利用料、すなわちオンラインゲーム上でアイテムの使用権を購入したことにより課金される料金に連動して、その一定率をロイヤリティーとして徴収しております。

<自社運営サービス>

ゲーム運営会社を介さずに当社グループが自社でオンラインゲームサービスを提供するサーバー群を用意し、自社でマーケティング活動を行って直接ユーザーにオンラインゲームサービスを提供しております。

<エンターテインメント事業>

音響制作および声優プロダクションを展開し、アニメーションやゲーム作品の音響制作に加え、タレントやアーティストのマネジメントやプロモーションを行っております。

(6) **主要な事業所** (2025年5月31日現在)

| 事 業 所                          | 所 在 地         |
|--------------------------------|---------------|
| 当社                             | 本社：東京都杉並区     |
| CyberStep Communications, Inc. | 本社：米国カリフォルニア州 |
| CyberStep Digital, Inc.        | 本社：台湾台北市      |
| CyberStep (Shanghai), Inc.     | 本社：中国上海市      |
| 株式会社ONKN                       | 本社：東京都杉並区     |
| サイバーステップベンチャーズ株式会社             | 本社：東京都杉並区     |
| サイバーステップノヴァ株式会社                | 本社：東京都杉並区     |

(7) **使用人の状況** (2025年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人數 | 前連結会計年度末比の増減 |
|--------------|------|--------------|
| オンラインゲーム事業   | 182名 | △73名         |
| エンターテインメント事業 | 14名  | 5名           |
| 合計           | 196名 | △68名         |

(注) 使用人数は従業員数であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 177名    | △62名      | 35.1歳   | 8.8年        |

(注) 1. 使用人数は従業員数であります。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年5月31日現在)

| 借 入 先       | 借 入 額  |
|-------------|--------|
| BloomZ Inc. | 120百万円 |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## (10) 繼続企業の前提に関する重要な事象等

当社グループは前連結会計年度まで4期連続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても重要な営業損失1,787百万円、経常損失1,916百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,695百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは2,048百万円のマイナスとなったことで現金及び現金同等物の当期末残高は212百万円となりました。これにより、当社グループの資金繰りに重要な懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社グループでは以下の施策により、財務基盤の安定及び収益性の改善に努めてまいります。

### ① 財務基盤の安定

当社グループでは、当連結会計年度において、第三者割当による新株式及び第41回新株予約権の発行による資金調達を実施しております。また、今後の財務体質の強化、資金繰りの安定化のため、さらなる資金調達を当社グループにとって最適な手法により進めるとともに、下記の収益力の向上及び継続的なコスト削減に取り組み、事業資金の安定的な確保と維持に努めてまいります。

### ② 収益力の向上

当社グループは、当連結会計年度におきまして、新規タイトルの複数開発を進めていた中で、その開発期間の長期化により、当初想定していた時期からリリースが延長したことに伴う開発コストの増加や既存タイトルにおける他社参入に伴う競争の激化によって、売上高が低迷したことによる利益の減少を受け、現在の当社グループにおいては既存タイトルの収益性の改善を達成すべく、他社との差別化を図る施策及びグローバルなサービス展開を推進することで、利益回復及び収益基盤の立て直しに努めてまいります。

既存タイトルである「トレバ」につきましては、現在、取り扱い景品の種類の増加とともに新規コンテンツの開発を進めており、当連結会計年度においては、「トレバ」内にて、日本全国の特産品を景品として取り扱う新規コンテンツ「ふるさとキャッチャー」を展開し、サービスの利用率及び継続率向上を目指しております。

また、既存タイトルの「テラビット」においては、著名なインフルエンサーとのコラボ等を含めたコンテンツの拡充を進めており、これまで以上に魅力的と感じるような遊戯性を取り入れることによって、ユーザーの皆様が長期にわたって楽しんで頂けるよう、より質の高いものを開発し提供することを主眼とした開発体制の強化も進めております。

その他タイトルにおきましても、効果的なプロモーションの実施とともに各種コンテンツ拡充等によるタイトルのプラッシュアップによってクオリティのレベルアップに注力することで、当社グループにおけるオンラインゲーム事業の収益性の向上と安定化を図ってまいります。

また、当社グループは、現在、新規事業として国内アーティストとの物品製作及び販売に係るライセンス契約によるマーチャンダイジング事業を推進しております。許諾されたライセンスによる自社での商品企画や他社への外注を含めた開発・製造・販売に加えてイベント等を開催しており、既存サービスである「トレバ」におけるライセンス商品の取り扱い等、従来から当社グループが「トレバ」で培ってきたIPの取り扱い業務や景品の仕入れ・物流・企画・国内外への広告宣伝活動等における知識や経験とともに、既存ゲームタイトルのオリジナル商品企画・開発・販売、海外子会社での海外事業展開等によるノウハウを最大限活用した事業を広く展開することによって、当社グループの収益性改善と強化を早期に目指してまいります。

#### ③ 経費削減

当社グループは、現在、「トレバ」における景品仕入や広告宣伝、配達業務を含めた外注先の再検討による外注費用の削減を進めております。加えて、現状における運営・管理体制に見合った規模へ営業所を縮小するとともに、一時的に使用していない区画の転貸や人員配置の見直しによる営業所賃借料等の各種費用の節減、役員報酬の削減等、既に広範囲にわたる経費削減策を実施しており、今後においても全社的に内容を吟味したうえで早期に経費削減策を実行してまいります。

#### ④ 経営資源の選択と集中

現時点において、将来の収益性が期待できる事業及び子会社を検討・選択するとともに、かかる検討の結果次第では事業売却及び子会社の再編を進めることで当社グループの管理にかかるコストを削減し、当社グループにおける経営資源を収益性が期待できる事業へ集中することにより、今後の事業の成長を達成してまいります。

以上の施策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでおりますが、その対応策は実施途上にあり、今後の追加的な資金調達の状況や収益性の改善等によっては、当社の資金繰りに重要な懸念が生じることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 54,000,000株

(注) 2024年8月30日開催の第24回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、  
2024年8月30日付で、発行可能株式総数を19,400,000株から54,000,000株に変更し  
ております。

② 発行済株式の総数 18,382,382株

③ 株主数 7,827名

④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                           | 所 有 株 式 数  | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|------------|---------|
| 合 同 会 社 シ ー デ イ 一 ワ ン           | 2,068,900株 | 11.25%  |
| 株 式 会 社 チ ェ ン バ ー マ ネ イ ジ メ ン ト | 1,574,300株 | 8.56%   |
| 佐 藤 類                           | 924,700株   | 5.03%   |
| 張 明                             | 600,000株   | 3.26%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                 | 556,100株   | 3.03%   |
| ロ 一 ド ラ ン ナ ー 株 式 会 社           | 517,443株   | 2.81%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券               | 434,829株   | 2.37%   |
| 株 式 会 社 D M M . c o m 証 券       | 233,800株   | 1.27%   |
| 広 田 証 券 株 式 会 社                 | 165,034株   | 0.90%   |
| 山 下 博                           | 158,700株   | 0.86%   |

(注) 持株比率は自己株式(219株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

その他新株予約権の状況（2025年5月31日現在）

| 第41回新株予約権          |                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日              | 2024年10月28日                                     |
| 割当日                | 2024年11月14日                                     |
| 新株予約権の数            | 93,167個                                         |
| 発行価額               | 総額6,149,022円（本新株予約権1個当たり66円）                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 9,316,700株                                 |
| 新株予約権の払込期日         | 2024年11月14日                                     |
| 行使価額               | 1株当たり161円                                       |
| 権利行使期間             | 2024年11月15日から2026年11月13日まで                      |
| 割当先                | 合同会社シーディーワン 21,739個<br>株式会社チェンバーマネイジメント 71,428個 |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2025年5月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|--------------|
| 代表取締役社長  | 佐藤類  | 新規事業部担当      |
| 取締役      | 緒方淳一 | 経営管理本部担当     |
| 取締役      | 井上康介 | ゲーム事業部担当     |
| 取締役      | 鈴木都生 |              |
| 取締役      | 斎藤次郎 |              |
| 常勤監査役    | 高木隆行 |              |
| 監査役      | 渡邊兼久 |              |
| 監査役      | 花島宣勝 |              |

- (注) 1. 取締役鈴木都生氏及び斎藤次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役高木隆行氏、渡邊兼久氏及び花島宣勝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役花島宣勝氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 取締役鈴木都生氏及び監査役花島宣勝氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員の個人別報酬の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

(1) 取締役の報酬については、当社の企業理念の実現を目指すための優秀な人材を確保、維持し、企業価値の向上に向けて期待される役割を果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、役位ごとにその職責等に応じて決定される「基本報酬」と、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブとして決定される「ストック・オプション」（新株予約権）で構成すること。ただし、社外取締役の固定報酬及びストック・オプションについては、業務執行から独立した立場において、当社のステークホルダーの利益を図る観点を踏まえ、経営に対する監督及び助言機能を担う立場にあることに鑑み、かかる立場に即したものとすること。

(2) 企業業績から独立した立場において取締役の職務執行を監査する立場にある監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこと。

(3) 個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすること。

## 2. 取締役に係る金銭報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、月例の金銭報酬とし、各取締役の役位、職務内容及び会社業績への貢献度に応じて、当社の経営環境、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 3. 取締役に係る非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストック・オプション（新株予約権）とし、各取締役の役位、職務内容及び会社業績への貢献度に応じて、当社の経営環境、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定した数を、毎年、一定の時期に支給する（又は支給しない）ものとする。

## 4. 報酬の種類ごとの取締役の個人別の報酬の割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は固定報酬を70～100%、ストック・オプションを0～30%とする。

## 5. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及びストック・オプションとして割り当てる新株予約権の数とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の職務内容と会社業績への貢献度を勘案して協議のうえ代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は取締役会の協議の結果を十分に踏まえて決定をしなければならないこととする。

監査役の個人別の報酬額については、監査役間で協議して決定する。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |          |          |          | 対象となる役員の人数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|----------|-------------------|
|                  |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬等  | 非報酬金銭等   |          |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 26<br>(5)       | 26<br>(5)       | —<br>(-) | —<br>(-) | —<br>(-) | 6<br>(2)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(6)        | 6<br>(6)        | —<br>(-) | —<br>(-) | —<br>(-) | 6<br>(5)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 33<br>(11)      | 33<br>(11)      | —<br>(-) | —<br>(-) | —<br>(-) | 12<br>(7)         |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、次のとおりあります。  
     年額 200百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円）（2007年8月24日開催の第7期定時株主総会決議）使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない。  
     当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。  
 3. 監査役の報酬限度額は、次のとおりあります。  
     年額 40百万円以内（2007年8月24日開催の第7期定時株主総会決議）  
     当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任

取締役会は、代表取締役社長佐藤類に対し、各取締役の固定報酬の額及びストック・オプションとして割り当てる新株予約権の数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うためには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が各取締役の職務内容と会社業績への貢献度を勘案して協議のうえ代表取締役社長に委任するものとしております。

③ 社外役員に関する事項

・当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                            |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 齋藤次郎 | 2024年8月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中9回に出席しております。<br>企業経営における豊富な経験、知識に基づいた意見を述べるなど、取締役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                  |
|       | 鈴木都生 | 当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席しております。<br>企業経営における豊富な経験、知識に基づいた意見を述べるなど、取締役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                |
| 社外監査役 | 高木隆行 | 2024年8月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回、監査役会8回中8回に出席しております。<br>企業経営における豊富な経験、知識に基づいた意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
|       | 渡邊兼久 | 2024年8月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回、監査役会8回中8回に出席しております。<br>企業経営における豊富な経験、知識に基づいた意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
|       | 花島宣勝 | 2024年8月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回、監査役会8回中8回に出席しております。<br>公認会計士及び税理士としての見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。    |

#### (4) 会計監査人の状況

- ## ① 名称 駿河法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2024年8月30日開催の第24期定期株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ## ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- #### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ##### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

- ## ⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するため、以下「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、良好な内部統制の構築に努めております。

そして、財務報告に係る内部統制の有効性及び業務執行状況については、内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査結果は代表取締役社長に報告され、内部監査結果に基づき被監査部門に対して要改善事項、必要な対策について指示しております。また、監査役は、取締役や部門長から重要事項について報告を受け、調査を必要とする場合には管理部門の協力を得て監査が効率よく行われる体制を取っております。

加えて、監査役は、監査役監査、監査法人による監査及び内部監査の三様監査を有機的に連携させるため、内部監査状況を適時に把握し内部監査室に対して必要な助言を行うとともに、監査法人と面談を行い、主として財務状況について話し合うなどして、内部統制システムの強化・向上に努めております。

これらの概要は以下の通りであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社は、取締役及び使用人を社会の一員であることを自覚させ、社会からの信頼を維持し更に高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。

この憲章を実効あらしめるため、経営トップ自ら問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る不断の改善への取組みを実施するよう努め、また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行することとしております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規程に基づき保存・管理をしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当業務に付隨するリスクについては、当該部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は、経営管理本部が行うものとしております。

内部監査室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するものとしております。

リスクが顕在化した場合には、経営管理本部が中心となり、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項について意思決定を行っております。その意思決定に基づき、必要に応じて常勤取締役と各部門長が具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、取締役会の意思決定を着実に遂行する体制を構築しております。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理本部は、グループ会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、定期的に経営管理状況の把握に努めます。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、グループ各社において法令違反その他財務及びコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく代表取締役社長及び監査役に報告することとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、適切な人数及び能力を有する監査役の職務のための補助使用人を置く方針としております。補助使用人は、兼任も可能としておりますが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けないものとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。

取締役は、重要な会議開催の日程を、監査役に連絡し必要に応じて出席を依頼しております。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告を行うこととしております。

- ・当社の業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題
- ・その他当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から重要事項について常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理本部、内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

常勤監査役と非常勤監査役の3名は1ヶ月に1回以上監査役会を開催し、重要事項について協議するほか、必要に応じて会計監査人との面談をもち、特に財務上の問題点につき協議を実施し、監査役監査がより実効的に行われることを確保しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### (イ) 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

### (ロ) 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、上記(イ)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

#### ① 企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娛樂を創造することを目指しております。各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主様をはじめとしたステークホルダーへの義務であると考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切であります、当社が属する業界特有の変動性を考慮し、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、当社グループのオンラインゲームの認知度をグローバルに高めるべく自社運営サービス及びライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながらサービスタイトルがヒットするよう努めること、当社グループの強みである開発力を活かしオンラインゲーム及び関連製品の開発を今後も継続していくこと、を着実に実行してまいります。

## ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業するために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

i ) 取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効あらしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。

ii ) 当社は監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、取締役は、2名を社外取締役とし、取締役会における客観性、中立性を確保しており、監査役は、3名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

## 連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部     |       | 負債の部         |        |
|----------|-------|--------------|--------|
| 流動資産     | 752   | 流動負債         | 527    |
| 現金及び預金   | 212   | 買掛金          | 0      |
| 売掛金      | 202   | 短期借入金        | 120    |
| 商品       | 18    | 未払金          | 126    |
| 貯蔵品      | 89    | 未払費用         | 92     |
| 前渡金      | 104   | 未払法人税等       | 36     |
| 前払費用     | 153   | 契約負債         | 58     |
| 未収消費税等   | 102   | 事業損失引当金      | 52     |
| その他の     | 57    | その他の         | 40     |
| 貸倒引当金    | △188  | 固定負債         | 4      |
|          |       | 繰延税金負債       | 3      |
|          |       | その他の         | 0      |
|          |       | 負債合計         | 531    |
| 固定資産     | 325   | 純資産の部        |        |
| 有形固定資産   | 0     | 株主資本         | 341    |
| 工具器具備品   | 0     | 資本金          | 4,075  |
| 投資その他の資産 | 324   | 資本剰余金        | 3,480  |
| 投資有価証券   | 90    | 利益剰余金        | △7,213 |
| 出資金      | 128   | 自己株式         | △0     |
| 保証金      | 105   | その他の包括利益累計額  | 169    |
| その他の     | 0     | その他有価証券評価差額金 | 90     |
|          |       | 為替換算調整勘定     | 79     |
|          |       | 新株予約権        | 34     |
| 資産合計     | 1,077 | 純資産合計        | 546    |
|          |       | 負債純資産合計      | 1,077  |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |  | 株主資本合計 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--|--------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |  |        |
| 当 期 首 残 高                 | 3,632   | 2,787     | △5,409    | △0      |  | 1,009  |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |  |        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |         |           | △1,695    |         |  | △1,695 |
| 連結範囲の変動                   |         |           | △108      |         |  | △108   |
| 新 株 の 発 行                 | 149     | 149       |           |         |  | 299    |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           | 292     | 292       |           |         |  | 585    |
| 連結子会社の増資による持分の増減          |         | 250       |           |         |  | 250    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |  |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 442     | 693       | △1,803    | —       |  | △667   |
| 当 期 末 残 高                 | 4,075   | 3,480     | △7,213    | △0      |  | 341    |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                    |                              | 新<br>予<br>約<br>株<br>權 | 純<br>資<br>産<br>計 |
|---------------------------|----------------------------|--------------------|------------------------------|-----------------------|------------------|
|                           | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                       |                  |
| 当 期 首 残 高                 | —                          | 107                | 107                          | 35                    | 1,152            |
| 連結会計年度中の変動額               |                            |                    |                              |                       |                  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |                            |                    |                              |                       | △1,695           |
| 連結範囲の変動                   |                            |                    |                              |                       | △108             |
| 新 株 の 発 行                 |                            |                    |                              |                       | 299              |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           |                            |                    |                              |                       | 585              |
| 連結子会社の増資による持分の増減          |                            |                    |                              |                       | 250              |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 90                         | △28                | 61                           | △0                    | 61               |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 90                         | △28                | 61                           | △0                    | △606             |
| 当 期 末 残 高                 | 90                         | 79                 | 169                          | 34                    | 546              |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 繼続企業の前提に関する注記

当社グループは前連結会計年度まで4期連続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても重要な営業損失1,787百万円、経常損失1,916百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,695百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは2,048百万円のマイナスとなりましたことと現金及び現金同等物の当期末残高は212百万円となりました。これにより、当社グループの資金繰りに重要な懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社グループでは以下の施策により、財務基盤の安定及び収益性の改善に努めてまいります。

#### ① 財務基盤の安定

当社グループでは、当連結会計年度において、第三者割当による新株式及び第41回新株予約権の発行による資金調達を実施しております。また、今後の財務体質の強化、資金繰りの安定化のため、さらなる資金調達を当社グループにとって最適な手法により進めるとともに、下記の収益力の向上及び継続的なコスト削減に取り組み、事業資金の安定的な確保と維持に努めてまいります。

#### ② 収益力の向上

当社グループは、当連結会計年度におきまして、新規タイトルの複数開発を進めていた中で、その開発期間の長期化により、当初想定していた時期からリリースが延長したことに伴う開発コストの増加や既存タイトルにおける他社参入に伴う競争の激化によって、売上高が低迷したことによる利益の減少を受け、現在の当社グループにおいては既存タイトルの収益性の改善を達成すべく、他社との差別化を図る施策及びグローバルなサービス展開を推進することで、利益回復及び収益基盤の立て直しに努めてまいります。

既存タイトルである「トレバ」につきましては、現在、取り扱い景品の種類の増加とともに新規コンテンツの開発を進めており、当連結会計年度においては、「トレバ」内にて、日本全国の特産品を景品として取り扱う新規コンテンツ「ふるさとキャッチャー」を開設し、サービスの利用率及び継続率向上を目指しております。

また、既存タイトルの「テラビット」においては、著名なインフルエンサーとのコラボ等を含めたコンテンツの拡充を進めており、これまで以上に魅力的と感じるような遊戯性を取り入れることによって、ユーザーの皆様が長期にわたって楽しんで頂けるよう、より質の高いものを開発し提供することを主眼とした開発体制の強化も進めております。

その他タイトルにおきましても、効果的なプロモーションの実施とともに各種コンテンツ拡充等によるタイトルのブラッシュアップによってクオリティのレベルアップに注力することで、当社グループにおけるオンラインゲーム事業の収益性の向上と安定化を図っております。

また、当社グループは、現在、新規事業として国内アーティストとの物品製作及び販売に係るライセンス契約によるマーチャンダイジング事業を推進しております。許諾されたライセンスによる自社での商品企画や他社への外注を含めた開発・製造・販売に加えてイベント等を開催しており、既存サービスである「トレバ」におけるライセンス商品の取り扱い等、従来から当社グループが「トレバ」で培ってきたIPの取り扱い業務や景品の仕入れ・物流・企画・国内外への広告宣伝活動等における知識や経験とともに、既存ゲームタイトルのオリジナル商品企画・開発・販売、海外子会社での海外事業展開等によるノウハウを最大限活用した事業を広く展開することによって、当社グループの収益性改善と強化を早期に目指してまいります。

### ③ 経費削減

当社グループは、現在、「トレバ」における景品仕入や広告宣伝、配送業務を含めた外注先の再検討による外注費用の削減を進めております。加えて、現状における運営・管理体制に見合った規模へ営業所を縮小するとともに、一時的に使用していない区画の転貸や人員配置の見直しによる営業所賃借料等の各種費用の節減、役員報酬の削減等、既に広範囲にわたる経費削減策を実施しており、今後においても全社的に内容を吟味したうえで早期に経費削減策を実行してまいります。

### ④ 経営資源の選択と集中

現時点において、将来の収益性が期待できる事業及び子会社を検討・選択するとともに、かかる検討の結果次第では事業売却及び子会社の再編を進めることで当社グループの管理にかかるコストを削減し、当社グループにおける経営資源を収益性が期待できる事業へ集中することにより、今後の事業の成長を達成してまいります。

以上の施策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでおりますが、その対応策は実施途上にあり、今後の追加的な資金調達の状況や収益性の改善等によっては、当社の資金繰りに重要な懸念が生じることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

|           |                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 6 社                                                                                                 |
| ・連結子会社の名称 | CyberStep Communications, Inc.<br>CyberStep Digital, Inc.<br>CyberStep (Shanghai), Inc.<br>株式会社ONKN |
|           | サイバーステップベンチャーズ株式会社<br>サイバーステップノヴァ株式会社                                                               |

前連結会計年度において非連結子会社であったBloomZ Inc.が2024年7月23日（米国東部標準時）にNASDAQ Capital Marketへ上場し重要性が増したため、連結範囲に含めておりましたが、BloomZ Inc.が実施した第三者割当増資が2025年5月26日に完了し、当社の持分比率が減少したため、BloomZ Inc.及びその子会社である株式会社ブルームズを連結の範囲から除外しております。このため、持分比率減少までの損益計算書については連結しております。

当連結会計年度において、CyberStep HongKong Limitedの清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。このため、清算完了までの損益計算書については連結しております。

株式会社ONKN、サイバーステップベンチャーズ株式会社及びサイバーステップノヴァ株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

該当事項はありません。

前連結会計年度において非連結子会社であったUNCAGE,INC.は当連結会計年度において清算が完了しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ・持分法を適用していない関連会社の名称

|      |           |
|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社Badge |
|------|-----------|

#### ・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

CyberStep (Shanghai), Inc.の決算日は12月31日、株式会社ブルームズの決算日は9月30日であるため、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く） 当社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。なお、当社の少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具器具備品 2年～10年

車両運搬具 2年～4年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 事業損失引当金

事業の損失に備えるため、損失の発生が見込まれる事業に対し、損失発生見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準

当社グループの主要事業であるオンラインゲーム事業及びエンターテインメント事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オンラインゲーム事業における自社運営売上

自社運営売上においては、ユーザーが当社の配信している各種ゲーム内における通貨を課金により獲得し、当該通貨を消費することで、配信中のゲームの遊戯又はゲーム内アイテムの取得を行っており、当社はユーザーに対して、ゲーム内通貨の消費に応じたサービスの提供を履行義務としております。

当該履行義務はユーザーがゲーム内通貨を消費して、当該消費に応じたサービスの提供が完了した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

ロ. オンラインゲーム事業におけるロイヤリティ売上

ロイヤリティ売上は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先に運営権を供与することを履行義務として認識しており、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

ハ. エンターテインメント事業

エンターテインメント事業においては、主に劇場映画やアニメーション作品等において音響の制作を顧客より受託することで得られる収入であり、顧客による検収時点及び公開、放映、配信時点が履行義務の充足と判断しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「商品」及び「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「商品」は5百万円、「前渡金」は60百万円であります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

|                |        |
|----------------|--------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 313百万円 |
|----------------|--------|

### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 18,382,382株 |
|------|-------------|

(2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 普通株式（新株予約権の数） | 6,678,200株 (66,782個) |
|---------------|----------------------|

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 219株 |
|------|------|

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

海外向けの売上によって発生する外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は全て3ヶ月以内の支払期日となっております。営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内に決済又は納付期限が到来するものであります。営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

借入金は主として運転資金に係る資金調達を目的としたものであります、このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクに関して、当社は経理規程及び職務権限規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても当社に準じて、同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

主要な取引先とは円建取引契約を行うことで為替リスクの低減を図っております。また、金利の変動リスクに対しては、当社経営管理本部において金利動向をモニタリングし、ヘッジ手段の検討を含めた管理を行っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社の流動性リスクにつきましても当社経営管理本部において管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|------------|----|----|
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 90         | 90 | —  |
| 資産計               | 90         | 90 | —  |

(\*) 市場価格のない金融商品

(単位：百万円)

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 投資有価証券（非上場株式） | 0          |
| 出資金           | 128        |
| 保証金           | 105        |

投資有価証券（非上場株式）及び出資金については市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。また、保証金については、市場価格がなく、かつ退去年月が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |    |
|---------|---------|------|------|----|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券  |         |      |      |    |
| その他有価証券 |         |      |      |    |
| 株式      | 90      | —    | —    | 90 |
| 資産計     | 90      | —    | —    | 90 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益は該当がないため記載していません。

当社グループの報告セグメントを取引形態別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| セグメント区分      | 売上収益の主要な区分  | 当連結会計年度 |
|--------------|-------------|---------|
| オンラインゲーム事業   | ユーザーからの課金収入 | 1,843   |
|              | ロイヤリティ収入    | 284     |
|              | その他         | 70      |
|              | 計           | 2,198   |
| エンターテインメント事業 | 音響制作        | 193     |
|              | その他         | 112     |
|              | 計           | 306     |
| 合計           |             | 2,504   |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年5月31日）

    契約負債（期首残高） 159百万円

    契約負債（期末残高） 58百万円

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

② 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 27円82銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 110円71銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使)

2025年6月1日から2025年7月29日の間に第41回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 行使された新株予約権の数  | 25,500個         |
| (2) 交付株式数         | 普通株式 2,550,000株 |
| (3) 新株予約権行使による調達額 | 410百万円          |
| (4) 増加した資本金の額     | 206百万円          |
| (5) 増加した資本準備金の額   | 206百万円          |

# 貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部      |      | 負債の部         |        |
|-----------|------|--------------|--------|
| 流動資産      | 619  | 流動負債         | 661    |
| 現金及び預金    | 110  | 買掛金          | 0      |
| 売掛金       | 212  | 短期借入金        | 120    |
| 商品        | 18   | 関係会社短期借入金    | 160    |
| 貯蔵品       | 89   | 未払金          | 113    |
| 前払費用      | 129  | 未払費用         | 96     |
| 未収消費税等    | 102  | 未払法人税等       | 28     |
| 立替金       | 19   | 契約負債         | 51     |
| 前渡金       | 80   | 事業損失引当金      | 52     |
| 関係会社短期貸付金 | 74   | その他の         | 38     |
| その他の      | 17   | 負債合計         | 661    |
| 貸倒引当金     | △235 | 純資産の部        |        |
| 固定資産      | 354  | 株主資本         | 187    |
| 投資その他の資産  | 354  | 資本金          | 4,075  |
| 投資有価証券    | 30   | 資本剰余金        | 3,139  |
| 関係会社株式    | 90   | 資本準備金        | 3,139  |
| 出資金       | 128  | 利益剰余金        | △7,026 |
| 関係会社長期貸付金 | 65   | その他利益剰余金     | △7,026 |
| 保証金       | 104  | 繰越利益剰余金      | △7,026 |
| その他の      | 0    | 自己株式         | △0     |
| 貸倒引当金     | △65  | 評価・換算差額等     | 90     |
| 資産合計      | 973  | その他有価証券評価差額金 | 90     |
|           |      | 新株予約権        | 34     |
|           |      | 純資産合計        | 312    |
|           |      | 負債純資産合計      | 973    |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           |  |     |  |     |  |  | 金額 |       |
|--------------|--|-----|--|-----|--|--|----|-------|
| 売上高          |  |     |  |     |  |  |    | 2,128 |
| 売上原価         |  |     |  |     |  |  |    | 1,062 |
| 売上総利益        |  |     |  |     |  |  |    | 1,066 |
| 販売費及び一般管理費   |  |     |  |     |  |  |    | 2,379 |
| 営業損失         |  |     |  |     |  |  |    | 1,313 |
| 営業外収益        |  |     |  |     |  |  |    |       |
| 受取           |  | 利   |  | 息   |  |  | 0  |       |
| 受取           |  | 貸   |  | 料   |  |  | 50 |       |
| 出資           |  | 配   |  | 金   |  |  | 0  |       |
| そ            |  |     |  | 他   |  |  | 29 |       |
| 営業外費用        |  |     |  |     |  |  |    | 81    |
| 支払           |  | 利   |  | 息   |  |  | 8  |       |
| 為替           |  | 差   |  | 損   |  |  | 7  |       |
| 株式           |  | 付   |  | 費   |  |  | 3  |       |
| 外債           |  | 源泉  |  | 税   |  |  | 22 |       |
| 支払           |  | 手数  |  | 料   |  |  | 66 |       |
| 投資           |  | 組合  |  | 損   |  |  | 20 |       |
| 倒資           |  | 運縁  |  | 額   |  |  | 35 |       |
| 貸引           |  | 入   |  | 他   |  |  | 3  |       |
| そ            |  |     |  |     |  |  |    | 168   |
| 経常損失         |  |     |  |     |  |  |    | 1,400 |
| 特別利益         |  |     |  |     |  |  |    |       |
| 固定資産         |  | 売却  |  | 益   |  |  | 0  |       |
| 新株予約権        |  | 戻入  |  | 益   |  |  | 1  |       |
| 関係会社         |  | 清算  |  | 益   |  |  | 71 |       |
| 特別損失         |  |     |  |     |  |  |    | 74    |
| 投資有価証券       |  | 評価  |  | 損失  |  |  | 20 |       |
| 減損損失         |  | 損失  |  | 額   |  |  | 4  |       |
| 事業損失         |  | 引当金 |  | 損失額 |  |  | 52 |       |
| 商品廃棄         |  | 繰入  |  | 損用  |  |  | 23 |       |
| 事業構造改善       |  |     |  |     |  |  | 96 |       |
| 税引前当期純損失     |  |     |  |     |  |  |    | 1,522 |
| 法人税、住民税及び事業税 |  |     |  |     |  |  | 6  |       |
| 当期純損失        |  |     |  |     |  |  |    | 1,529 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                 |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金       | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |         |             |
| 当 期 首 残 高           | 3,632   | 2,697     | △5,497          | △0      | 831         |
| 当 期 変 動 額           |         |           |                 |         |             |
| 当 期 純 損 失           |         |           | △1,529          |         | △1,529      |
| 新 株 の 発 行           | 149     | 149       |                 |         | 299         |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 292     | 292       |                 |         | 585         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |                 |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 442     | 442       | △1,529          | —       | △643        |
| 当 期 末 残 高           | 4,075   | 3,139     | △7,026          | △0      | 187         |

|                     | 評価・換算差額等                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-------------------------|-----------|-----------|
|                     | そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金 |           |           |
| 当 期 首 残 高           | —                       | 35        | 866       |
| 当 期 変 動 額           |                         |           |           |
| 当 期 純 損 失           |                         |           | △1,529    |
| 新 株 の 発 行           |                         |           | 299       |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |                         |           | 585       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 90                      | △0        | 90        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 90                      | △0        | △553      |
| 当 期 末 残 高           | 90                      | 34        | 312       |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 繼続企業の前提に関する注記

当社は前事業年度まで4期連続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても重要な営業損失1,313百万円、経常損失1,400百万円、当期純損失1,529百万円を計上しています。これにより、当社の資金繰りに重要な懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社では以下の施策により、財務基盤の安定及び収益性の改善に努めてまいります。

#### ① 財務基盤の安定

当社では、当事業年度において、第三者割当による新株式及び第41回新株予約権の発行による資金調達を実施しております。また、今後の財務体質の強化、資金繰りの安定化のため、さらなる資金調達を当社にとって最適な手法により進めるとともに、下記の収益力の向上及び継続的なコスト削減に取り組み、事業資金の安定的な確保と維持に努めてまいります。

#### ② 収益力の向上

当社は、当事業年度におきまして、新規タイトルの複数開発を進めていた中で、その開発期間の長期化により、当初想定していた時期からリリースが延長したことに伴う開発コストの増加や既存タイトルにおける他社参入に伴う競争の激化によって、売上高が低迷したことによる利益の減少を受け、現在の当社においては既存タイトルの収益性の改善を達成すべく、他社との差別化を図る施策及びグローバルなサービス展開を推進することで、利益回復及び収益基盤の立て直しに努めてまいります。

既存タイトルである「トレバ」につきましては、現在、取り扱い景品の種類の増加とともに新規コンテンツの開発を進めており、当事業年度においては、「トレバ」内にて、日本全国の特産品を景品として取り扱う新規コンテンツ「ふるさとキャッチャー」を展開し、サービスの利用率及び継続率向上を目指しております。

また、既存タイトルの「テラビット」においては、著名なインフルエンサーとのコラボ等を含めたコンテンツの拡充を進めており、これまで以上に魅力的と感じるような遊戯性を取り入れることによって、ユーザーの皆様が長期にわたって楽しんで頂けるよう、より質の高いものを開発し提供することを主眼とした開発体制の強化も進めております。

その他タイトルにおきましても、効果的なプロモーションの実施とともに各種コンテンツ拡充等によるタイトルのプラッシュアップによってクオリティのレベルアップに注力することで、当社におけるオンラインゲーム事業の収益性の向上と安定化を図ってまいります。

また、当社は、現在、新規事業として国内アーティストとの物品製作及び販売に係るライセンス契約によるマーチャンダイジング事業を推進しております。許諾されたライセンスによる自社での商品企画や他社への外注を含めた開発・製造・販売に加えてイベント等を開催しており、既存サービスである「トレバ」におけるライセンス商品の取り扱い等、従来から当社が「トレバ」で培ってきたIPの取り扱い業務や景品の仕入れ・物流・企画・国内外への広告宣伝活動等における知識や経験とともに、既存ゲームタイトルのオリジナル商品企画・開発・販売、海外子会社での海外事業展開等によるノウハウを最大限活用した事業を広く展開することによって、当社の収益性改善と強化を早期に目指してまいります。

### ③ 経費削減

当社は、現在、「トレバ」における景品仕入や広告宣伝、配送業務を含めた外注先の再検討による外注費用の削減を進めております。加えて、現状における運営・管理体制に見合った規模へ営業所を縮小するとともに、一時的に使用していない区画の転貸や人員配置の見直しによる営業所賃借料等の各種費用の節減、役員報酬の削減等、既に広範囲にわたる経費削減策を実施しており、今後においても全社的に内容を吟味したうえで早期に経費削減策を実行してまいります。

### ④ 経営資源の選択と集中

現時点において、将来の収益性が期待できる事業及び子会社を検討・選択するとともに、かかる検討の結果次第では事業売却及び子会社の再編を進めることで子会社の管理にかかるコストを削減し、当社における経営資源を収益性が期待できる事業へ集中することにより、今後の事業の成長を達成してまいります。

以上の施策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでおりますが、その対応策は実施途上にあり、今後の追加的な資金調達の状況や収益性の改善等によっては、当社の資金繰りに重要な懸念が生じることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 棚卸資産

- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 8年～18年 |
| 工具器具備品 | 2年～10年 |
| 車両運搬具  | 2年～4年  |

#### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ・事業損失引当金

事業の損失に備えるため、損失の発生が見込まれる事業に対し、損失発生見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要事業であるオンラインゲーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① オンラインゲーム事業における自社運営売上

自社運営売上においては、ユーザーが当社の配信している各種ゲーム内における通貨を課金により獲得し、当該通貨を消費することで、配信中のゲームの遊戯又はゲーム内アイテムの取得を行っており、当社はユーザーに対して、ゲーム内通貨の消費に応じたサービスの提供を履行義務としております。

当該履行義務はユーザーがゲーム内通貨を消費して、当該消費に応じたサービスの提供が完了した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

### ② オンラインゲーム事業におけるロイヤリティ売上

ロイヤリティ売上は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先に運営権を供与することを履行義務として認識しており、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「商品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「商品」 5百万円であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 312百万円 |
| (2) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |        |
| 短期金銭債権                          | 134百万円 |
| 長期金銭債権                          | 65百万円  |
| 短期金銭債務                          | 173百万円 |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

営業取引以外の取引高

525百万円

20百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

219株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(百万円)

繰越欠損金 2,377

減損損失 103

貸倒引当金 94

関係会社株式評価損 20

投資有価証券評価損 36

有価証券評価差額金 28

仮払外国税 37

未払事業税 6

事業損失引当金 16

その他 3

---

2,723

---

△2,723

---

—

繰延税金資産合計

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

| 種類   | 会社等の名称                         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                         | 取引内容            | 取引金額(百万円) | 科目                  | 期末残高(百万円) |
|------|--------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------|---------------------|-----------|
| 子会社  | CyberStep Communications, Inc. | 所有間接 100.0        | ロイヤリティ売上<br>業務受託<br>役員の兼任         | ロイヤリティの受取<br>注1 | 321       | 売掛金                 | 32        |
|      |                                |                   |                                   | 業務受託料の受取<br>注2  | 191       |                     |           |
|      |                                |                   |                                   | 資金の借入<br>注3     | 160       | 関係会社<br>短期借入金       | 160       |
|      | CyberStep Digital, Inc.        | 所有直接 100.0        | ロイヤリティ売上<br>業務受託<br>資金援助<br>役員の兼任 | ロイヤリティの受取<br>注1 | 4         | 売掛金                 | 7         |
|      |                                |                   |                                   | 業務受託料の受取<br>注2  | 6         |                     |           |
|      |                                |                   |                                   | 資金の貸付<br>注3     | -         | 関係会社<br>長期貸付金<br>注4 | 65        |
|      | CyberStep (Shanghai), Inc.     | 所有直接 100.0        | 役員の兼任                             | 経費の立替           | -         | 立替金<br>注5           | 19        |
|      | 株式会社ONKN                       | 所有間接 100.0        | 資金援助<br>役員の兼任                     | 資金の貸付<br>注3     | 44        | 関係会社<br>短期貸付金<br>注6 | 44        |
|      | 株式会社ブルームズ                      | 所有間接 3.9          | 業務受託<br>資金援助                      | 資金の借入<br>注3、7   | 120       | 短期借入金               | 120       |
|      |                                |                   |                                   | 業務受託料の受取<br>注7  | 3         | -                   | -         |
| 関連会社 | 株式会社Badge                      | 所有直接 20.33        | 資金援助                              | 資金の貸付<br>注3     | 10        | 関係会社<br>短期貸付金<br>注8 | 30        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ロイヤリティの受取は、ライセンス許諾契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 2. 業務受託料の受取は、業務受託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を考慮して決定しております。
- 4. 子会社への貸付金に対し、65百万円の貸倒引当金を計上しております。
- 5. 子会社への立替金に対し、19百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において1百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

6. 子会社への貸付金に対し、44百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において44百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 当社の子会社であり株式会社ブルームズの親会社であるBloomZ Inc.が実施した第三者割当増資が2025年5月26日に完了し、当社のBloomZ Inc.の持分比率が減少したため、株式会社ブルームズは子会社ではなくなっております。
8. 関連会社への貸付金に対し、30百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において10百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 15円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 99円87銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

「連結計算書類 連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月30日

サイバーステップ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木秀俊  
業務執行社員 業務執行社員 公認会計士 萩原眞治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイバーステップ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念も生じている、これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年6月1日から2025年7月29日までの間に、第41回新株予約権（2024年11月14日発行）の一部について、新株予約権の行使を受け増資が行われている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月30日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員 業務執行社員 公認会計士 萩原 真治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイバーステップ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念も生じている、これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、

このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年6月1日から2025年7月29日までの間に、第41回新株予約権（2024年11月14日発行）の一部について、新株予約権の行使を受け増資が行われている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月31日

サイバーステップ株式会社 監査役会

常勤監査役 高木 隆行 印

監査役 渡邊 兼久 印

監査役 花島 宣勝 印

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社グループは、これまで中核事業である「オンラインクレーンゲーム・トレバ」を軸としたオンラインゲーム事業をはじめ、国内外におけるオンラインゲームの開発・運営を展開するとともに、エンターテインメント領域においても、動画配信プラットフォーム向けコンテンツの制作・運営等、事業領域の拡大と多角化に取り組んでまいりました。加えて、2025年より暗号資産関連事業の強化を掲げ、新たな市場への展開も積極的に推進しております。しかしながら、近年、グローバル市場における競争環境は一層厳しさを増しており、多様化する顧客ニーズや市場の変化に迅速かつ柔軟に対応することが、今後の持続的成長のために極めて重要であると認識しております。

このような背景を踏まえ、当社は、経営の意思決定機能と事業執行機能を明確に分離し、グループ全体の経営資源を最適に配分することにより、事業再生に向けた強固な収益体制の確立と財務体質の抜本的な改善を図るとともに、グループ各社の独立性と責任を高めた上で、それぞれの強みを最大限に活かした相乗効果の創出、及び迅速かつ的確な意思決定による国際的な事業展開の加速を実現すべく、持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。これにより、より機動的かつ戦略的なグループ経営を可能とし、迅速かつ的確な意思決定による国際的な事業展開を推進できるとともに、企業グループ全体としての競争力強化と持続的成長に資する体制構築が可能になると考えております。

新体制のもとでは、当社は持株会社として、グループ全体の持続的成長と企業価値の最大化を目指し、事業戦略・財務戦略・企画戦略の立案、資本効率やリスク管理、及び人的資本の強化といった経営支援・監督機能を担ってまいります。また、グループ各社においては、独立した企業としての自律性を尊重しながら、事業構造改革及び成長戦略の実現に向けた取り組みを推進し、グループ全体の企業価値及び資本効率の向上に資する経営を展開してまいります。

なお、当社は、①「オンラインクレーンゲーム・トレバ」事業、②当該事業を除くオンラインゲーム事業及びエンターテインメント事業、及び、③暗号資産関連事業につき、それぞれ新設分割計画を行う予定ですが、①「オンラインクレーンゲーム・トレバ」事業のみ、会社法第805条に規定する簡易分割の要件を充足しないため、株主総会における承認を求めるものです。

#### 2. 新設分割の内容

「オンラインクレーンゲーム・トレバ」事業に関する新設分割計画の内容の概要は以下のとおりであります。

## 新設分割計画書（写し）

サイバーステップ株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社が運営するオンラインゲームである「トレバ」に関する事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、会社分割により新たに設立するトレバ株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を作成する。

### 第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の商号及び本店所在地は以下のとおりとし、そのほか定款で定める事項は別紙1「トレバ株式会社定款」に記載のとおりとする。

- (1) 商号 トレバ株式会社
- (2) 本店所在地 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

### 第2条（承継する権利義務等）

分割会社は本成立日（第6条において定義される。以下同じ。）において、本事業に関する別紙2「承継対象権利義務明細表」に定める資産、負債、契約その他の権利義務を新設会社に移転し、新設会社は、これを承継する。

### 第3条（本新設分割に際して新設会社が分割会社に対して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1000株を発行し、本新設分割により承継する本事業に関して有する権利義務の代わりに、その全てを分割会社に割り当てる。

### 第4条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、新設会社は、本成立日ににおける分割会社の資産及び負債等の状況により、これを変更することができる。

- 資本金 1億円
- 資本準備金 0円

### 第5条（株主総会の承認）

分割会社は、会社法第804条1項の規定に基づき、本分割計画に関する株主総会（第25期定時株主総会予定）の承認決議を得られることを条件として本新設分割を行う。

### 第6条（新設会社の成立日）

新設会社の成立日（以下「本成立日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、分割会社

は、本新設分割の手続上の必要性、新設会社設立において取得すべき許認可等の申請手続き上の必要性、その他の事由により本成立日を変更する必要がある時には、これを変更することができる。

#### 第7条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役は、下記のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 堀家 昌貴、佐藤 類、二田 政士、齋藤 次郎
- (2) 設立時監査役 花島 宣勝
- (3) 設立時代表取締役 堀家 昌貴

#### 第8条（分割条件の変更）

本分割計画作成後新設会社の成立の日に至るまでの間に、分割会社の資産状態、経営状態又は本分割計画により承継される権利義務に重大な変動が生じたとき、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本分割計画の目的達成が困難となったときには、分割会社は、本分割計画にかかわらず、本新設分割の条件を変更し又は本新設分割を中止することができる。

#### 第9条（本分割計画の効力）

本分割計画は、本分割計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第10条（その他）

本分割計画に定める事項の他、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

本分割計画作成を証するため、本書1通を作成し、分割会社が記名押印の上、これを保有する。

2025年7月25日

分割会社：東京都杉並区和泉一丁目22番19号

サイバーステップ株式会社

代表取締役 佐藤 類

# 定 款

トレバ株式会社

# 定 款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、トレバ株式会社と称し、英文では、toreba Inc.とする。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータグラフィックス、図形処理システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
2. コンピュータ及びその周辺機器類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
3. 情報通信システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
4. ゲームソフトの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
5. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したコンテンツの企画・制作・運用及び保守
6. ロボット装置、ロボット制御装置及び電子機器の輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
7. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したロボット及び電子機器の企画・制作・運用及び保守
8. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用した物品卸小売業、通信販売業、輸出入業及び内外商取引の代理業
9. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したアーケードゲームの企画・制作・保守及びソフトウェア開発
10. 資金決済に関する法律に基づく自家型前払式支払手段の発行および販売
11. 酒類販売業
12. 古物営業
13. 不動産の賃貸及び管理
14. 前各号に対するコンサルティング業務
15. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都杉並区に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役会のほか、監査役を置く。

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

### (相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録)

第11条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

### (手数料)

第12条 前二条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### (基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定期株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告することにより、臨時に基準日を定めることができる。

### (株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株式取扱規則)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

### (取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は3名以上とする。

### (取締役の選任および解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

### (業務執行)

第27条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、前条第2項の規定に基づき定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第29条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締及び監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役全員及び監査役の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い方とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第36条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第37条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い方とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払業務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には利息を付けないものとする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年5月31日までとする。

(会社設立時の取締役、代表取締役及び監査役)

第45条 当会社設立時の取締役、代表取締役及び監査役は、次のとおりである。

|          |       |
|----------|-------|
| 設立時取締役   | 堀家 昌貴 |
| 同        | 佐藤 類  |
| 同        | 二田 政士 |
| 同        | 齋藤 次郎 |
| 設立時代表取締役 | 堀家 昌貴 |
| 設立時監査役   | 花島 宣勝 |

(定款に定めのない事項)

第46条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 別紙2 「承継対象権利義務明細表」

### 承継対象権利義務明細表

新設会社は、本新設分割により、本成立日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本成立日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 資産

(1) 本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の流動資産

- ① 預金（具体的な金額は、当社が別途指定する）
- ② 本件事業に属する売掛金
- ③ 本件事業に属する貯蔵品
- ④ 本件事業に属する前払費用
- ⑤ 本件事業に属する貸倒引当金

(2) 本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の固定資産及び繰延資産

- ① 本件事業に属する保証金
- ② 本件事業に属する建物
- ③ 本件事業に属する建物附属設備
- ④ 本件事業に属する工具器具備品
- ⑤ 本件事業に属する一括償却資産

#### 2. 負債

本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の負債

- ① 本件事業に属する未払金
- ② 本件事業に属する未払費用
- ③ 本件事業に属する前受金

#### 3. 契約（雇用契約を除く）

本成立日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社を当事者として締結された本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、会計監査人との間で締結した監査契約その他の分割会社が引き続き保有する契約に関する契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

#### 4. 雇用契約

本件事業に従事する分割会社の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、新設会社に一切承継されない。

#### 5. 知的財産権、許認可等

本成立日の前日の終了時点において有効に存続し、本件事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、分割会社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

上記の各規定にかかわらず、本分割計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により分割会社又は新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

### 3. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

#### ①交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当て交付いたします。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

#### ②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第4条に記載のとおりとすることにいたしました。

### 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

「連結計算書類 連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」記載のとおりです。

以上

## 第2号議案 定款一部変更の件（商号及び目的）

### 1. 提案の理由

第1号議案「新設分割計画承認の件」を承認いただくことを条件として、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を変更し、グループの経営機能の役割を担うため事業目的の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、第1号議案をご承認いただき、かつ、当該議案における新設分割の効力が発生することを条件として、新設分割の効力発生日に効力が生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                         | 変更案                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当会社は、 <u>サイバーステップ株式会社</u> と称し、英文では <u>CyberStep, Inc.</u> と表示する。 | (商号)<br>第1条 当会社は、 <u>サイバーステップホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>CyberStep Holdings, Inc.</u> と表示する。                                                             |
| (目的)<br>第2条 <u>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</u>                                     | (目的)<br>第2条 <u>当会社は、次の事業を営む会社（外国における組合に相当するものを含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体（以下「当社グループ」という。）の株式又は持分を所有することにより、当社グループの事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> |

| 現行定款                         | 変更案                          |
|------------------------------|------------------------------|
| 1.～13. (条文省略)                | 1.～13. (現行どおり)               |
| (新設)                         | <u>14. 暗号資産の売買及び管理業務</u>     |
| (新設)                         | <u>15. 暗号資産プロジェクトへの投資業務</u>  |
| (新設)                         | <u>16. ゲームコンテンツへの投資業務</u>    |
| (新設)                         | <u>17. ベンチャー企業への投資及び支援業務</u> |
| (新設)                         | <u>18. 投資有価証券の保有及び売買業務</u>   |
| (新設)                         | <u>19. 不動産の取得、管理</u>         |
| (新設)                         | <u>20. 金融商品の運用、管理</u>        |
| (新設)                         | <u>21. 金銭の融資及び貸付業務</u>       |
| <u>14.</u> 前各号に対するコンサルティング業務 | <u>22.</u> 前各号に対するコンサルティング業務 |
| <u>15.</u> 前各号に付帯する一切の事業     | <u>23.</u> 前各号に付帯する一切の事業     |

### 第3号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数）

#### 1. 提案の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資本調達を遂行可能とするために、発行可能株式総数を現行の54,000,000株から100,000,000株に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                        |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>54,000,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>100,000,000株</u> とする。 |

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現取締役である井上康介、鈴木都生及び齋藤次郎が辞任しますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号         | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1             | 湯浅慎司<br>(1965年7月25日)                                                                                                     | <p>2006年11月 合同会社Yuasa事務所設立 代表社員（現）</p> <p>2008年2月 テクノバンチャ-株式会社 取締役</p> <p>2009年9月 日本産業ホールディングス株式会社 取締役副社長</p> <p>2010年6月 サトウ食品工業株式会社 社外取締役</p> <p>2010年12月 フルマン株式会社 社外取締役</p> <p>2012年10月 株式会社どさん子 取締役副社長</p> <p>2015年6月 株式会社ニッパック Group常務取締役</p> <p>2024年7月 ネットワープライズ事業再生合同会社 職務執行者</p> <p>2024年10月 株式会社ANAP（現株式会社ANAPホールディングス）<br/>取締役副社長執行役員</p> <p>2025年2月 同社 取締役社長</p> <p>2025年7月 同社 取締役</p> | 一株             |
| 【取締役候補者とした理由】 |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
|               | 同氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業全般に携わる経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| 2             | 安田純也<br>(1982年10月12日)                                                                                                    | <p>2005年4月 公益財団法人安田奨学財団 常務理事</p> <p>2005年5月 株式会社安隆商事 取締役</p> <p>2006年10月 ドンキホーテ ハワイ店出向</p> <p>2008年6月 株式会社ライズエージェンシー 入社</p> <p>2010年7月 同社 営業部長</p> <p>2011年8月 同社 専務取締役</p> <p>2013年8月 同社 取締役副社長</p> <p>2014年1月 株式会社J・CREED設立 代表取締役（現）</p> <p>2024年6月 株式会社ジョイサイズ・ジャパン 取締役（現）</p>                                                                                                                   | 一株             |
| 【取締役候補者とした理由】 |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
|               | 同氏は、事業会社における幅広い分野の経営に携わり、当社の事業領域に関する豊富な経験と見識を有しております。このような経験は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重複する場合は兼職の状況)                                                                                                                                 | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                           | 田中世誠<br>(1998年7月8日)  | 2019年4月 ピアソインベストメント株式会社設立 取締役（現）<br>2019年5月 ヒュートレ株式会社設立 代表取締役（現）                                                                                                  | -株             |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、事業会社における幅広い分野の経営に携わり、当社の事業領域に関する豊富な経験と見識を有しております。このような経験は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。                 |                      |                                                                                                                                                                   |                |
| 4                                                                                                                                                           | 田邊真二<br>(1985年7月12日) | 2012年2月 株式会社コムラック 入社<br>2018年8月 個人事業主 開業（現）<br>2019年2月 ザクア投資顧問株式会社 入社（現）                                                                                          | -株             |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、事業会社における幅広い分野の経営に携わり、当社の事業領域に関する豊富な経験と見識を有しております。このような経験は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。                 |                      |                                                                                                                                                                   |                |
| 5                                                                                                                                                           | 松井顕一<br>(1980年7月18日) | 2003年4月 KOBE証券株式会社 入社<br>2007年7月 株式会社多摩川ホールディングス 入社<br>2011年4月 ファーストビレッジ 株式会社 入社<br>2013年4月 レセム株式会社 入社（現）<br>2014年10月 フォーサイト 株式会社 入社<br>2023年2月 日本エネルギー株式会社 入社（現） | -株             |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏は、事業会社における幅広い分野の経営に携わり、当社の事業領域に関する豊富な経験と見識を有しております。このような経験は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。 |                      |                                                                                                                                                                   |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 松井顕一氏は、社外取締役候補者であります。同氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。  
 3. 当社は、松井顕一氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現監査役である高木隆行及び渡邊兼久が辞任しますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、当社ににおける地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所持する<br>当社の株式数 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1               | みうらたかし<br>三浦毅司<br>(1961年10月29日)                                                                                                | 1984年4月 株式会社第一勧業銀行 入行<br>1996年12月 株式会社日本インバースサービス 入社<br>2000年2月 ゴールドマンサックス証券 入社<br>2001年1月 同社 金融戦略部長<br>2006年8月 同社 クレジットトレーディング 部部長<br>2012年5月 モルガンスタンレー-MUFG証券株式会社 入社<br>2013年4月 株式会社東京スター銀行 入行<br>2014年6月 クレディスイス証券 入社<br>2018年2月 正林国際特許商標事務所 入所<br>2019年11月 (株)日本知財総合研究所設立 代表取締役(現)<br>2020年4月 (株)Wells Partners 業務委託社員 入社(現)<br>2021年11月 (株)Financial Platform Hub設立 代表取締役(現) | 一株             |
| 【社外監査役候補者とした理由】 |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
|                 | 同氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識及び当社の事業領域に対する深い知識と経験を有しており、常勤監査役として当社の監査体制を受動するほか、監査役会及び取締役会における適切な助言等をしていただけるものと判断し常勤の社外監査役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| 2               | ぬまいいりであき<br>沼井英明<br>(1982年11月29日)                                                                                              | 2011年1月 吉田修平法律事務所<br>2014年6月 二重橋法律事務所(現:祝田法律事務所)<br>2016年2月 弁護士法人琴平総合法律事務所パートナー<br>2019年6月 株式会社広済堂ホールディングス 社外監査役(現)<br>2021年6月 パス株式会社 監査等委員の取締役<br>2021年6月 プラコ株式会社 社外監査役(現)<br>2023年6月 沼井綜合法律事務所 開設パートナー(現)<br>2024年11月 株式会社ANAP(現株式会社ANAPホールディングス)<br>社外取締役(現)<br>2025年6月 ラックランド株式会社 監査等委員の取締役(現)                                                                                | 一株             |
| 【社外監査役候補者とした理由】 |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
|                 | 同氏は、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 三浦毅司氏、沼井英明氏は、新任の社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、三浦毅司氏、沼井英明氏が選任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。  
 4. 三浦毅司氏、沼井英明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                  | 略<br>歴<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況<br>)                                                                                                                                                                                               | 所<br>有<br>す<br>る<br>当<br>社<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| おお<br>だ<br>し<br>じ<br>よ<br>し<br>ひと<br>(1981年5月4日) | <p>2007年9月 米国ワシントン州法律事務所（米シトル）</p> <p>2009年4月 桜田通り法律事務所 入所</p> <p>2011年6月 同所内起業として合同会社プロジェクト法律会計コンサルティング（現リーガルコート）設立</p> <p>2022年6月 一般社団法人リーガルコート 監事（現）</p> <p>2024年9月 株式会社ANAP（現株式会社ANAPホールディングス） 非常勤監査役（現）</p> <p>2025年3月 同社 関連子会社 非常勤監査役（現）</p> | 一株                                             |

### 【補欠社外監査役候補者とした理由】

法曹界における豊富な知識と経験、幅広い見識を有し、独立した第三者の立場から公正かつ適正に社外監査役としての職務を遂行されることを期待し、監査役会及び取締役会における適切な助言等をしていただけるものと判断し補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 大重喜仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 3. 当社は、大重喜仁氏が監査役に就任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル6階  
A P 西新宿 R o o m L + M  
TEL 03-5348-6109



(交通のご案内)

- ・都営地下鉄大江戸線 新宿西口駅 徒歩1分
- ・新宿駅 徒歩6分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当社は省エネルギー及び節電への取り組みとして、第25期定時株主総会を、当社の役員及び係員がノーカラー・ネクタイの「COOL BIZ」スタイルにて開催させていただく予定です。

何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいますようお願い申しあげます。



2025年8月26日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤類  
(コード番号: 3810 東証スタンダード市場)  
問い合わせ先 取 締 役 緒 方 淳一  
(TEL 0570-032-085)

## 第25回定時株主総会招集ご通知の一部訂正のお知らせ

2025年8月14日付でご送付申し上げました「第25回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本開示をもって、下記のとおり訂正させていただきます。

記

### 1. 「第25回定時株主総会招集ご通知」(42頁)

個別計算書類 貸借対照表 固定資産 投資その他の資産 (記載金額は百万円未満を切り捨て表示)

【訂正後】 訂正箇所に下線を引いております。

投資有価証券 90 百万円  
関係会社株式 30 百万円

【訂正前】 訂正箇所に下線を引いております。

投資有価証券 30 百万円  
関係会社株式 90 百万円

### 2. 「第25回定時株主総会招集ご通知」(62頁)

第1号議案 新設分割計画承認の件 新設分割計画書(写し)

【訂正後】 訂正箇所に下線を引いております。

### 第2条(承継する権利義務等)

分割会社は本成立日(第6条において定義される。以下同じ。)において、本件事業に関する別紙2「承継対象権利義務明細表」に定める資産、負債、契約その他の権利義務(負債については、分割会社が重複的債務引受けを行う)を新設会社に移転し、新設会社は、これを承継する。

【訂正前】

### 第2条(承継する権利義務等)

分割会社は本成立日(第6条において定義される。以下同じ。)において、本件事業に関する別紙2「承継対象権利義務明細表」に定める資産、負債、契約その他の権利義務を新設会社に移転し、新設会社は、これを承継する。

以上